院外処方箋に係る事前同意プロトコルに関する合意書

独立行政法人国立病院機構静岡医療センター（以下「甲」という。）と ◎◎薬局（以下「乙」という。）は、甲が発行した院外処方箋に係る薬剤師法第２３条の２・第２４条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1）乙は,院外処方箋に係る処方医への同意確認を不要とする項目について 静岡医療センター「院外処方箋に係る事前同意プロトコル（以下、プロトコルという。）」の内容に限り、事前に薬剤師法第23条の2・第24条に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医への同意の確認を不要とする。

2）プロトコルの内容を変更する場合について 甲と乙が協議の上、文書により変更するものとする。

3）乙は、プロトコル内容をよく確認の上、活用することができる。

4）合意書の解除について 　甲は乙が本合意書に違反することにより、患者に重大な被害を及ぼしたと認める場合には、本合意書を解除することができる。

5）プロトコル違反と責任について プロトコル違反による患者への損害を生じた場合は、違反を起こした薬局が全ての責任を負う。

6）開始時期について 令和○年 　○月○日から開始する。

7）有効期限について 令和□年 　□月□日までとする。

また双方から解除の申し出がない限り一年毎に自動更新するものとする。

合意の証として本合意書を二部作成し、それぞれ署名又は記名捺印し各一部を保有する。

以上

 令和　○年 　○月 ○日

1. 所 在 地：静岡県駿東郡清水町長沢７６２－１

名 称：独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター

代表者氏名：　院長 　　　岡﨑　 貴裕　　 　　印

1. 所 在 地：▼▼

 名　　　称：　◎◎薬局　　　　　　　印